

☆ 令和2年度 乙訓地区 特定健診 各種検診のご案内 ☆

今年も乙訓地区の特定健康診査(特定健診)、がん検診等が始まります!

7・8月は比較的待ち時間が少なく、スムーズに受診できオススメです。

受診期間が限られますので、お早めにご来院ください。

□ 乙訓健診期間

令和2年7月1日(水)～10月31日(土)

※第2・4土曜、日曜、祝日を除く

(土曜日は第1・3・5のみ健診を実施)

※例年9月～10月は混雑し待ち時間が長くなります。早目の受診をお勧めします。

□ 健診時間

AM9:00より検査開始

※受付終了11:30



7月 特定健診 カレンダー

月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4
6	7	8	9	10	11
13	14	15	16	17	18
20	21	22	23	24	25
27	28	29	30	31	

×印の日は受けていただけません。

□ 新河端病院では下記の健診が受診できます。
(※印は二市一町発行の受診券が必要です)

- ・特定健康診査(特定健診)※
- ・大腸がん検診
- ・前立腺がん検診
- ・胃がんリスク検診 ※
- ・肝炎ウィルス検診 ※
- ・もの忘れ検診 ※

※各健診の受診対象者へは、6月末～7月初旬に二市一町から受診券と案内が送付されます。
(年齢やお住まいの地域により受診できる種類が異なります)

□ 受診時に必要なもの

- ・受診券・受診票(二市一町から送られてくるもの)
 - ・保険証
 - ・診察券(お持ちの方のみ)
 - ・自己負担金(免除の方は不要、免除カード等をお持ちの方は必ずご持参ください)
- ※上記いずれかをお忘れの際は受診できませんのでご注意ください。

ご不明な点は「健診センター」までお問合せください。
TEL075-954-3136(代)

新河端病院 理念

信頼と安心の医療

- ・患者様に感動をしていただける医療を実践します
- ・患者様に選んでいただける病院づくりを実践します

「患者さまの権利」

- 患者さまには次のような権利があります。
私たちはその権利を尊重するような医療を行います。
- ・医療を受ける権利
 - ・知る権利
 - ・自分で決定する権利
 - ・プライバシーを守られる権利

医療法人 医修会 新河端病院